

大阪府消費生活センター 7月の相談件数（速報値）

相談件数 617件(対前月比11.5%減、対前年同月比21.6%減)

全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	賃貸アパート・マンション	39件
2位	化粧品	32件
3位	健康食品	25件
4位	移動通信サービス	21件
4位	工事・建築	21件

- ・1位の「賃貸アパート・マンション」に関する相談については、退去に関する相談が39件のうち20件でした。原状回復費用についてのトラブルがめだちました。
- ・2位の「化粧品」は、美容液やシャンプー等の「定期購入」の相談が32件のうち、27件でした。
- ・3位の「健康食品」についても、ダイエットサプリ等の「定期購入」の相談が25件のうち、21件でした。2位の「化粧品」とあわせると「定期購入」に関する相談は合計48件で、依然として多くの相談が寄せられています。
- ・新型コロナウイルス関連の相談は34件で、7月の全相談件数の5.5%でした。主な相談内容としては、「保健衛生用品」5件（マスクやアルコール消毒液等）に関するトラブルでした。

65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	化粧品	9件
2位	インターネット接続回線	8件
3位	賃貸アパート・マンション	7件
4位	工事・建築	6件
5位	移动通信サービス	5件

- ・2位の「インターネット接続回線」については、電話勧誘販売や訪問販売で、「よく理解できないまま契約してしまった」「説明と異なり、かえって料金は高額になった」などの相談が寄せられました。
- ・4位の「工事・建築」については、「一人暮らしの高齢者が不要な屋根工事の契約をさせられている」などの相談が親族や介護ヘルパーから寄せられました。

インターネット接続回線に関するアドバイス

- ・インターネット接続回線の契約は、契約書を受け取った日から8日以内であれば、消費者の申出により契約を解除することができます。（初期契約解除制度）。
- ・初期契約解除制度によって契約を解除した場合、契約解除までに利用したサービスの利用料や契約解除までに行われた工事の費用、事務手数料を支払う必要がありますが、それ以外の違約金などは、契約書に記載されていても支払う必要はありません。
- ・工事費用と事務手数料については、法令で定められた上限額までしか支払う必要はありません。
- ・契約した会社の連絡先については、契約書や受け取った書類、担当者の名刺などを確認してみてください。

消費生活相談窓口

消費者ホットライン188番（局番なし）
府内市町村の消費生活相談窓口は[こちら](#)